

## 原告ら準備書面（2）陳述要旨②

平成28年5月25日

名古屋地方裁判所民事9部A1係 御中

原告（第3次9番、通し番号361番） みねもと はるよ  
嶺本 治代

原告として陳述いたします。

私は<sup>みねもとはるよ</sup>嶺本治代と申します。私は目の病気でほとんど目が見えません。昭和15年生まれで、現在、75歳になります。

私は看護学校卒業後35年間、港医療生協というところで看護師として働いてまいりました。40歳頃から夜暗い所で目が見えにくいということが起こってきました。診察の結果、難病の<sup>もうまくしきそへんせいしょう</sup>網膜色素変性症と診断されました。それでも何とか頑張って仕事を続け59歳まで働きました。

看護学校のクラス会で集まった時に、公的医療機関で働いていた人と私のように民間で働いた人との間では、もらえる年金に、だいたい年100万円位差があると聞きました。ちなみに私の年金は、年180万円くらいです。

夫の認知症が2年位前に始まりました。その後、平成27年末頃より、いら、徘徊が始まるようになり、夕方になると一人で外に出るようになってしまいました。近所の方や友人に電話をかけて探してもらい、大変苦勞しました。

平成28年2月より、大府精神科病院というところで入院することになりました。その後、同年3月中旬から老人保健施設「あつたの杜」というところに移り、現在もそこにいます。そこでの生活は、医療費を含め、月15万円くらいかかります。夫の年金はそれでほとんど使いつくしてしまいます。

今までは、夫の年金で、生活をする事ができていました。

しかし、夫がそのような状態になってしまい、夫の年金で賄っていた生活費

を私の年金だけで賄うようにしなければならなくなっていました。

今回、約束に反して年金が減額され、夫の認知症も重なり、生活がとたんに苦しくなっていました。私自身、ストレスが重なり、目の状態が悪くなってしまう気がします。

年金のみに頼って生活している者にとって、一人病人が発生したら大変なことになってしまいます。自分の実感の中から、病人を抱えた家庭の人も同じではないかと、今回、陳述したいと思いました。

国が人として生きる為の社会保障を充実し、安心して暮らせるように憲法第25条に沿った社会保障をしてほしいと切に願います。どうか老後の生活保障である年金を引き下げないで下さい。今後も年金が下げられると思うと、絶望的な気持ちになります。

看護師でありながら夫を在宅で見てあげられないことが本当にくやしいです。目が見えたらなあーと考えると涙が出てきます。

以上